



142話 保険証の正しい使い方

医療費や健康保険の給付金(傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金)は加入者(従業員)や事業主が負担されている保険料でまかなわれています。
保険証は正しく使いましょう！



健康保険証の使い方



- ①医療機関を受診するときは、その都度必ず健康保険証を提示しましょう。
月の途中で保険証が変わった場合は、医療機関に必ず新しい保険証を提示してください。
- ②資格喪失後および被扶養者(家族)でなくなる場合は保険証を速やかに返却しましょう。
健康保険証は速やかに事業所(会社)へ返却の上、医療機関にその旨お申し出ください。
- ③健康保険証は、資格喪失後(退職日の翌日など健康保険の資格を失効した日)以降は無効となり、使用できません。
万が一、無効になった健康保険証を使用して病院受診等された場合、後日、健康保険組合が負担した医療費を返還して頂くことになります。



健康保険で受けられないもの



次のような場合は、健康保険の給付は受けられません。(健康保険証は使用できません)

- ①業務上や通勤途上のケガ・病気
⇒労災保険の対象となります。事業所(会社)の担当窓口へお問い合わせください。
- ②予防接種・健康診断・美容整形など

『ジェネリック医薬品の使用をお薦めします！』

ジェネリック医薬品とは・・・
皆様の医療費の自己負担を軽減する薬です。
価格は平均すると新薬の約半分。皆様のお薬代負担軽減に貢献!!
値段が安くて効き目は同じ！

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品(新薬)と同等と認めた医薬品です。
新薬の特許満了後に、有効成分、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、販売される安価な医薬品です。

※ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。
お薬の種類・処方等については、医師・薬剤師の先生にご相談ください※